

第5節 参加と連携

～環境パートナーシップの確立と環境を軸とした経済・地域の活性化～

1 県民総参加による環境保全活動の推進

<施策のねらい>

- 顕在化している様々な環境問題に対応するため、幅広い県民の参加を得ながら、県民、事業者、行政が一体となり環境保全活動や環境学習などに取り組みます。

<現状と課題>

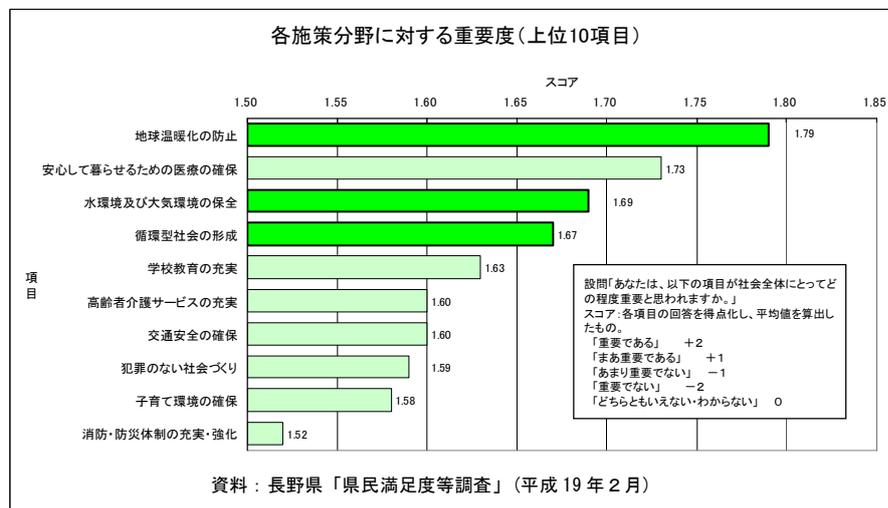
- 「持続可能な開発のための教育* (ESD)」がヨハネスブルグサミット(2002年)で提唱され、国では環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が平成15年7月に制定されており、環境教育・環境学習の推進を求める声が高まっています。

平成19年12月には、学校教育法が改正され、義務教育の目標として「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられました。

- 環境に対する責任と役割を一人ひとりが理解し、主体的に行動できるよう、あらゆる世代に対する環境学習の機会の充実と個人のモチベーションを向上させていくことが求められています。

- 平成19年2月に実施した県民満足度等調査においては、県の施策分野49項目のうち、重要度が高いと考える項目として、「地球温暖化の防止」が1位、「水環境及び大気環境の保全」が3位、「循環型社会の形成」が4位と環境対策に関する項目が上位を占めており、環境保全に対する県民の関心が非常に高まっています。

こうした環境に対する関心の高まりを、具体的な環境保全のための行動に結びつける方策が求められています。



○ 企業が CSR* (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) 活動、社会貢献活動として、植林活動や信州省エネパトロール隊*活動への参加など、環境保全のための活動を行う事例が増加しています。

また、県内には環境に関する活動を行う NPO 法人が、平成 20 年 1 月現在 64 法人認証されています。

さらに、大学を拠点にした企業の環境人材育成も行われています。

○ 本県の優れた環境を保全するためには、規制的な取組だけでなく、県民や NPO、企業など自主的な参加を得て、環境保全活動を幅広く推進することが必要です。

<施策の展開>

(1) あらゆる年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進

あらゆる年齢層を対象に、様々な環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動に参加する意欲と能力を高め、持続可能な社会づくりに向け主体的に行動できる人材の育成を図ります。

主な取組	内 容
学校教育における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことができるよう、児童生徒の興味・関心を高める環境教育や、自然とのふれあい活動を推進します。 ・ 「総合的な学習の時間」の活用など、様々な機会を捉えて環境教育を推進するとともに、教職員に対する環境教育のための研修を実施します。 ・ 地球温暖化防止活動推進センター等において情報や資料の提供を行うなど、環境教育に取り組む学校、教員を支援します。
子ども達の課外活動における環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達が主体的に環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ*」活動を支援します。 ・ 子ども達が家庭において省エネルギーやごみの減量化などに取り組む実践プログラムの普及を図ります。 ・ 少年自然の家等において、環境学習の機会の充実に努めます。 ・ 環境保全研究所や下水道終末処理場等において、場内開放や体験講座を開催するなど、環境についての学習の場を提供します。 ・ みどりの少年団活動を支援します。

<p>生涯にわたる環境学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察インストラクターと連携して、自然について学習する機会を提供し、年齢層に応じた効果的な環境教育・環境学習を推進します。 ・ 環境にやさしい買い物キャンペーンや各種消費生活講習会などにより、消費者の環境にやさしい消費行動に対する知識と実践力の向上を図ります。 ・ 環境保全研究所による自然ふれあい講座を県内各地で開催し、環境学習の機会の充実を図ります。 ・ 県内各地における自然観察の拠点を活用し、県民の自然学習の一層の促進を図ります。 ・ 子どもから大人まで、一緒になって河川環境を学べるせせらぎサイエンス(水生生物調査)など、水や水辺の生物にふれあう実践教育の普及を図り、様々な年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。 ・ 環境学習の場や、機会に関する情報を、様々な媒体を通じて幅広く提供します。
<p>環境に調和した産業づくりを推進する人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の管理者、環境保全担当者、技術者を対象に、環境管理について研修を行います。 ・ 林業の専門的な技術を有する人材や林業技術者の育成に際して、森林の公益的機能発揮に関する知識や技術の習得を推進します。 ・ 環境にやさしい農業を実践するエコファーマーの育成など、環境と調和する農業に関する知識や技術の普及を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食油のリサイクルも含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
<p>農山村体験を通じた都市との交流の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農村交流施設、滞在型市民農園などを活用して、農林業体験などグリーン・ツーリズムの促進を図ります。 ・ 森林の癒し効果を活用した森林セラピー基地の整備など、観光や医療等と連携した新たな森林関連産業の創出により都市との交流を促進します。
<p>森林環境教育（木育）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習の森や戸隠森林植物園・森林学習館など、森林を活用した環境学習の場を提供します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う子ども達や地域住民が里山及び地域材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るため、地域材を利用した施設・設備等の整備を行う活動を推進します。 ・ 県民の自主的な林業技術の習得や森林環境教育の場として、県有林の活用を推進します。
--	--

(2) 県民総参加による環境保全活動の推進

環境保全活動に関する啓発を進め、様々な自主的な取組を促進するとともに、県民、事業者、行政の対等なパートナーシップの下、協働による環境保全活動を推進します。

主な取組	内 容
信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信州豊かな環境づくり県民会議を運営し、県民総参加により環境にやさしい生活習慣の定着に向けた行動を推進するための活動を推進します。
地球温暖化防止活動推進センターと連携した温暖化防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、ボランティアとして普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員の配置など、県民、事業者、行政の協働による地球温暖化防止のための活動を行います。
各種イベント等を通じた環境保全活動の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信州豊かな環境づくり県民会議との連携による各種キャンペーンの実施やイベントの開催など、県民、事業者、行政が連携しながら環境保全に取り組みます。 ・ 信州豊かな環境づくり県民会議や消費者団体、事業者等と連携して、「レジ袋削減県民スクラム運動」や「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、不要なレジ袋の削減、環境に配慮した商品の普及や購入の促進に努めます。
自主的な環境保全活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における地球温暖化防止に向けた活動を行う団体を支援し、家庭からの排出削減を推進します。 ・ 環境保全に関する県民の高い意欲に応え、環境問題への対応をより積極的に進めるため、環境ボランティア団体やNPO（NGO）、県民等との連携を図る場を設けるなど、パートナーシップの下での環境保全活動を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム、エコラベル*制度やグリーン購入*などに関する情報提供や普及の促進により、県民や事業者の自主的な取組を支援します。
市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、温暖化防止や循環型社会の形成、公害防止等に関する必要な情報提供を行うとともに、市町村が取り組む環境保全のための施策の実施を支援するなど、市町村との連携を図り、県民一人ひとりの環境保全のための取組を促進します。
地域の清掃、美化活動などの環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主的な実践活動を促進するため、活動の場や情報の提供、表彰などの支援を行います。 地域の住民団体、企業等による道路沿いの花壇、植栽の手入れなど美化活動の取組を支援します。 地域住民と行政が連携し、河川環境の保全と河川愛護への啓発に努めます。

(3) 県による率先実行

県は、自らが環境に負荷を与えている事業所であることを認識し、率先して温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷削減に取り組みます。

主な取組	内 容
地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」に基づく環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムや率先実行計画に基づき、県の業務において省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した事業の推進を図ります。 ESCO 事業の導入等により、県有施設の省エネルギー化や緑化に取り組めます。 公共事業を行う際には、多様な野生動植物の生息・生育環境への配慮や、リサイクル製品の率先利用など、環境保全に配慮した事業を推進します。

2 環境と経済の好循環の創出

<施策のねらい>

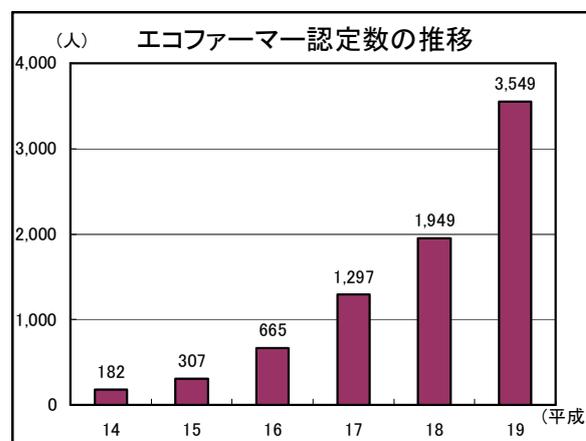
- 様々な産業における環境配慮の取組を支援するとともに、環境に関する新たなビジネスの創出などを通じて、環境保全のための取組が経済成長・地域活性化にも結びつく、環境と経済の好循環の実現をめざします。

<現状と課題>

- ISO14001 の認証取得事業所が平成 20 年 10 月末現在で 468 件、エコアクション 21 の認証登録事業所が平成 20 年 10 月末で 133 件となるなど、事業者が環境保全への取組を効果的に進めるための組織内の体制・手続・監査等を定めた「環境マネジメントシステム」を導入する事業者が増加しています。
- 事業活動における温室効果ガスや産業廃棄物の排出削減に取り組み、その状況を環境報告書にまとめて公表する企業も多くなっており、企業活動における環境への配慮の必要性が広く浸透してきています。

- 農業では、化学肥料・化学合成農薬の低減を図るエコファーマーの認定者数が大幅に増加するとともに、バイオマスの利活用など本来農業が有する環境保全能力を増進させるための取り組みが広く見られるようになっていきます。

- このように、様々な産業における環境への負荷を低減させるための取組が定着しはじめており、本県の豊かな環境を保全するために、こうした取組を支援することが求められています。



- 環境問題への国際的な関心の高まりをうけて、環境負荷の少ない、省エネルギー型の製品やリサイクルによる製品の開発や環境配慮型の評価生産手法の導入など、環境対策への取組を新たな事業機会の創出につなげる動きが生じています。

- 観光分野におけるエコツーリズムやバイオマスの利活用など、農山村地域の活性化につながるビジネスについても、様々な試みが行われています。

<施策の展開>

(1) 各産業分野における環境への負荷削減対策

環境マネジメントシステムの普及を促進するとともに、各産業における環境に配慮した取組の支援を図り、環境負荷の少ない産業の構築を推進します。

主な取組	内 容
環境マネジメントシステムの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコアクション21やISO14001など、事業者の環境マネジメントシステムの導入をさらに進めるため、普及啓発を行います。 ・ 企業の管理者、環境保全担当者、技術者を対象に、環境管理についての研修を行います。
企業の省エネルギー化・新エネルギー導入に対する取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務部門における省エネルギー等の温暖化対策を推進するために、業種業態ごとの協議会等の設立を促進するなど、温室効果ガス排出削減を支援します。 ・ 工場、商業施設、事業所などを対象とした省エネルギー診断や改善のためのアドバイスを行う活動を支援することにより、産業部門・民生業務部門での省エネルギーを促進します。 ・ ESCO 事業の普及啓発を進め、建物の断熱性能の向上や、熱源機、空調、照明設備等の高効率化など、建物全体の省エネルギー化を促進します。 ・ 業務用ビルや工場における給水・空調設備等について、省エネルギー運転の監視・制御の自動化・一元化する BEMS の導入を促進し、事業所のエネルギー管理を徹底します。
企業における環境保全のためのCSR活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備や子どもへの環境教育、県民への環境保全意識高揚のための啓発など、環境保全活動に積極的に取り組む企業と連携して、様々な環境保全のための事業を進めます。 ・ 環境に関するイベント等において、県内企業の環境保全のための取組について情報発信し、環境 CSR 活動を促進します。
環境負荷の少ない産業の構築 (製造業、農林業、建設業等)	<p>○製造業、流通、サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の開発や製造からその販売、使用、廃棄に至るまでの環境への負荷を総合的に評価する LCA* (ライフサイクルアセスメント) 手法の普及に努め、環境への負荷の少ない製品開発や製造工程の改善を図ります。

- ・ 製造工程のロスを負の製品コストとして評価を行うマテリアルフローコスト会計*の導入による製造工程の改善など、環境調和型産業技術の普及を図ります。
- ・ 省エネルギー等の温暖化対策を推進する業種業態ごとの協議会等の設立を促進するとともに、よりよい環境管理の手法など環境配慮に関する動向や取組状況など情報の収集・提供に努めます。
- ・ 工場の立地などに際しては、工場立地法に基づく適正規模の緑地の確保等を指導し、工場・事業場における緑化を促進するなど、地域環境との調和を図ります。
- ・ 大規模小売店舗の立地などに際しては、大規模小売店舗立地法の適正な運用により、周辺地域の生活環境への配慮を促進します。
- ・ 中小企業の環境保全対策に必要な資金のあっせんや、環境への負荷の削減を図るための診断・助言を行うなど、環境への負荷の少ない事業活動を支援します。
- ・ 環境マネジメントシステム、エコラベル制度やグリーン購入などに関する情報提供や普及の促進により、事業者の自主的な取組を支援します。

○農林業

- ・ 農村地域における農地・水・環境の適切な保全・管理等を図るため、地域ぐるみで行う共同活動と化学肥料や農薬の 5 割削減など農業者の先進的な取組を支援します。
- ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。
- ・ 農業における燃油使用量の低減を図るため、省エネルギー型農業機械や設備等の導入を支援します。
- ・ 家畜排せつ物について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく適正処理はもとより、恒久的なたい肥化施設での管理を推進します。
- ・ 農業用廃プラスチック類について、リサイクル回収の仕組みを整備するとともに、排出量の抑制に向けた生分解性マルチ利用技術等の普及を促進します。
- ・ 環境に配慮した森林施業を推進します。

	<p>○建設業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した住宅の普及を図ります。 ・ 建設リサイクル法及び長野県建設リサイクル推進指針に基づき、建設副産物の循環利用や建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を図るとともに、自然や周辺環境に配慮した施工指導を行います。
--	---

(2) 環境を通じた経済・地域の活性化

環境・エネルギーに関する技術革新や、様々な環境ビジネス等の振興を図ることにより、環境保全と経済成長や地域活性化との両立を図ります。

主な取組	内 容
リサイクル関連産業等の創出・育成・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル関連技術について、工業技術総合センターにおける研究開発を進めるとともに、中小企業の開発の取組を支援し、廃棄物をゼロとするゼロエミッション型の産業の育成をめざします。 ・ 県内で発生した循環資源を利用して製造された「信州リサイクル製品」の認定を進めるとともに利用を促進し、限りある資源の循環的利用を促進する産業の活性化を図ります。
環境分野での新事業創出のための研究開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対応する技術開発の支援を行うとともに、企業との共同研究を進めます。 ・ 中小企業と大学等の共同研究等を支援し、環境への負荷の少ない製品やサービス、技術などを提供する環境ビジネス等の育成を支援します。 ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食油のリサイクルも含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
県産材を活用した産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材の利用や省エネルギーへの配慮など、環境配慮型住宅の普及を進め、環境と共生する住まいづくり産業の活性化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を活用した住宅や公共施設建設や設備、またペレットストーブなどの導入を促進し、適切な森林整備につながる県産材の需要拡大を図ります。 ・ 信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給する体制を整備するとともに、県産材としての品質を確保するための製品認証を行い、県産材を活用した産業の活性化を図ります。
エコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への負荷の軽減や、自然の恵みを生かしたおもてなしなどの取組を行う宿泊施設を登録し、広く紹介することにより、環境に配慮した観光の推進を図ります。 ・ 市町村などと連携し、地域にある自然環境や歴史文化などを生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズム、森林セラピー*をはじめとする新たな滞在型旅行商品の開発と流通を促進します。

達成目標

<第5節 「参加と連携」施策に係る達成目標>

項目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備考
1 県民総参加による環境保全活動の推進				
こどもエコクラブ登録数	81 クラブ	77 クラブ	120 クラブ	環境省に登録を行ったこどもエコクラブの数 [H18年度比10%増加を目標に設定]
自然観察会等への参加者数	—	2,904 人	3,625 人	学校等で開催される観察会等への参加者数 [現状比毎年5%増加を目標に設定] <再掲P61>
自然観察インストラクターの派遣	—	80 回	145 回	県から学校等へ派遣されるインストラクター数 <再掲P61>
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	191 人	368 人	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 <再掲P61, P89>
森林の里親受入市町村数	—	22	40	森林(もり)の里親(企業等からの協力)を受け入れて森林整備を進める市町村数 <再掲P28, P62>

都市農村交流人口	151,573 人	531,161 人	540,000 人	都市農村交流施設の利用者や市町村、地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数 長野県食と農業農村振興計画による。 〔約5%増加を目標に設定〕
県の業務における温室効果ガス排出量	—	90,869 t	79,536 t (H22年度)	〔H16年度比△10%以上を目標に設定〕 ※ H23年度以降の目標値は、次期地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」の策定に合わせて検討予定 〈再掲〉P28
2 環境と経済の好循環の創出				
環境マネジメントシステムの認証登録件数	131 件	583 件	750 件	県内事業所の「ISO14001」・「エコアクション21」の認証・登録件数の合計 〔これまでの登録件数の動向をもとに設定〕 〈再掲〉P28
エコファーマー認定人数	182 人	3,549 人	5,000 人	販売農家に占めるエコファーマー認定数 長野県食と農業農村振興計画による。 〔全国平均を上回る目標を設定〕 〈再掲〉P62
水稲直播栽培面積	237 ha	464 ha	800 ha	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培方法の面積 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
化学肥料の使用量	90 kg/ha	89 kg/ha	54 kg/ha	長野県内の耕地1haあたりで使用される化学肥料(窒素成分)の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
化学合成農薬の使用量	100 kg/ha	79 kg/ha	70 kg/ha	長野県内の耕地1haあたりで使用される化学合成農薬の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48, P72
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(営農活動)	—	12 組織	36 組織 (H23年度)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体数 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48

環境にやさしい農産物等認証面積	1,068 ha	1,014 ha	1,800 ha	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等を30%以上削減して生産された農作物面積 長野県食と農業農村振興計画による。 〈再掲P62〉
建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率	99.2 %	97.3 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P72〉
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	96.9 %	97.5 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P72〉
信州エコ泊覧会登録宿泊施設数	—	115	400以上	観光立県長野再興計画による。

【用語解説】

*持続可能な開発のための教育(ESD)

Education for Sustainable Development。持続可能な開発を実現するために行動できる人材を育成する教育。2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連総会で採択されており、各国でユネスコ提案の国際実施計画案に基づき実施措置を取ることとされている。

*CSR

Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員、消費者、地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。

*信州省エネパトロール隊

県内企業のエネルギー管理士等の国家資格を有するメンバーで構成され、中小企業等の省エネルギー診断や指導をボランティアで実施している。

*子どもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。

*エコラベル

環境保護を考慮して製造・生産などを行ったことを示す認証。

*グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

***LCA(ライフサイクルアセスメント)**

Life Cycle Assessment の略。製品の原料調達から製造、販売、使用、廃棄されるまでのライフサイクルを通じて環境に与える負荷を総合的に評価する手法。

***マテリアルフローコスト会計**

製造過程における資源やエネルギーのロスに対して投入した材料費、加工費、減価償却費などを把握、コスト評価する手法のこと。製造する際に生じた廃棄物を負の製品として隠れた無駄を「見える化」するため、コストダウンと環境負荷の削減に効果がある。

***森林セラピー**

森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。

